

出生届

※窓口にお越しの際は、**母子健康手帳・本人確認書類**(運転免許証・マイナンバーカードなど)をお持ちください。

＊ ＊ ご誕生おめでとうございます ＊ ＊

西条市役所 西部支所 〒799-1394 愛媛県西条市周布349番地1
代表 (0898) 64-2700

《関連する手続き》

項目	内容【 】内は、必要なもの	西部支所担当
<input type="checkbox"/> 戸籍	○届出した市区町村と本籍地が異なる場合は、戸籍に反映されるまでに日数がかかります。	総務市民課 市民生活係 (1階) 窓口番号①～④
<input type="checkbox"/> 住民登録	○出生届により記載されますので、手続きは必要ありません。 ★出生届を提出した市区町村と住所が異なる場合は、住民票に反映されるまでに日数がかかります。 ○「住民票コード通知票」を簡易書留郵便でお送りします。 ★住民票コードは、住民票に記載のある人に付番する11桁の番号です。住所や氏名の変更などにより住民票コードが変わることはありません。	
<input type="checkbox"/> マイナンバー 個人番号 (以下：マイナンバー)	○出生届により付番されますので、手続きは必要ありません。 ○「個人番号通知書」を簡易書留郵便等でお送りします。 ○出生届と同時にマイナンバーカードを申請された場合は、受理されてから1週間程度で、ご自宅またはご指定の送付先にマイナンバーカード及び個人番号通知書を転送不要の簡易書留郵便等でお送りします。確実に受け取りをしてください。 ★マイナンバーは、住民票に記載のある人に付番する12桁の番号です。住所や氏名の変更などによりマイナンバーが変わることはありません。 ★マイナンバー記載の住民票を請求する場合は、お申し出ください。	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	○国民健康保険に加入される方は、14日以内の手続きが必要です。 ※後日、国民健康保険資格確認書を窓口へ受け取りに来てください。 ★国保税の納税通知書は、後日郵送します。 ○出産育児一時金をご請求ください。 (直接支払制度を利用している方は手続きの必要はありません。) 【世帯主名義の口座が分かるもの・母子健康手帳・医療機関発行の領収書・直接支払制度利用の有無が分かるもの・認印】 ★医療機関等への直接支払制度の手続きをすませた方で、出産費用により差額が支給される場合は通知いたします。 ○市国保以外に加入されている方は、加入されている健康保険の保険者または勤務先で加入手続きおよび出産育児一時金の請求をしてください。	
<input type="checkbox"/> 国民年金	○産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。 ★国民年金第1号被保険者が出産された時は、産前産後の保険料が一定期間免除されます。「保険料が免除された期間」も保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 現在、保険料免除制度を利用されている方も手続きが必要です。 【基礎年金番号がマイナンバーが分かるもの】	
<input type="checkbox"/> 下水道	○下水道に接続されていて、地下水をご利用の世帯は、人数変更の手続きが必要です。	環境課 下水道係 (1階)
<input type="checkbox"/> 市営住宅	○市営住宅同居親族異動届の提出が必要です。	建設課 建設管理係 (2階)

※裏面に続きます。

出生届<<関連する手続き>>

項目	内容【 】内は、必要なもの	西部支所 担当	
<input type="checkbox"/> 予防接種・ 乳児一般健康診査	<p>○こども家庭センターから届出した住所地へ郵送いたします。</p> <p>※窓口での手続きは必要ありません。 (生後2か月以内に郵送いたします。)</p>	<p>こども家庭センター (0897) 52-1316</p>	
<input type="checkbox"/> 児童手当 (公務員を除く)	<p>○児童を養育している方が住民登録をしている市区町村で請求手続きをしてください。(休日夜間窓口で出生届を提出された方や里帰り出産された方はご注意ください)</p> <p>【請求者名義の口座が分かるもの・請求者の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等・請求者と配偶者のマイナンバーが分かるもの】</p> <p>★原則、手続きされた翌月分から支給します。ただし、誕生日が月末に近く、申請日が翌月になっても誕生日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。(15日目が閉庁日の場合は、翌開庁日で可)</p> <p>★支給額は、児童の年齢・人数等により決まります。</p> <p>★請求者が公務員の場合は勤務先でご請求ください。(外郭団体、郵便局、独立行政法人にお勤めの方は市役所でご請求ください)</p> <p>○ご夫婦の場合、原則、所得の高い方が請求してください。</p>	<p>福祉課 こども・福祉係</p> <p>(1階) 窓口番号⑥</p>	
<input type="checkbox"/> 愛顔っ子応援券 (おむつ券)	<p>○同一世帯で第2子以降の子が生まれた保護者におむつ券(50,000円分)を交付しますので、手続きをしてください。</p> <p>【母子健康手帳・保護者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)】</p> <p>★申請期限はその子の満1歳の誕生日の前日までです。 ※誕生日の前日が閉庁日の場合は、翌開庁日で可</p> <p>★愛媛県内の他市町(四国中央市を除く)に住民票がある場合は、住所地で手続きをしてください。</p>		
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当	<p>○父(母)に養育されていない18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭で、一定の要件に該当する場合に支給されます。</p> <p>【請求者と児童の戸籍謄本・請求者名義の口座が分かるものなど】</p> <p>★状況によって必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。</p>		
医療費助成	<input type="checkbox"/> こども (18歳年度末までの子)	<p>○市内在住の、0歳から18歳になった日以後の最初の3月末日までの子を対象に、保険診療による医療費の一部負担金を全額助成します。</p> <p>○子の医療保険情報が分かるものがお手元に届いてから手続きをしてください。「こども医療費受給者証」をお渡しします。</p> <p>【子の健康保険の資格確認書または資格情報のお知らせ等・保護者(被保険者)と子のマイナンバーが分かるもの・認印】</p> <p>○県外の医療機関等を受診し、医療機関等の窓口で医療費の一部負担金を支払った際は、領収書の交付を受け、担当係で払い戻しの手続きを行ってください。申請期限や必要書類については、事前にご相談ください。</p>	<p>福祉課 国保医療係</p> <p>(1階) 窓口番号⑤</p>
	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯等	<p>○20歳未満の子を扶養しているひとり親とその子など、一定の要件に該当する場合に、保険診療による医療費の一部負担金を全額助成します。</p> <p>○世帯状況によって必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。</p>	